# 多摩川河川整備計画有識者会議運営要領

(目的)

第1条 本運営要領は、多摩川河川整備計画有識者会議規則(令和2年1月24日付け)(以下「会議規則」という。)第4条に基づき、多摩川河川整備計画有識者会議(以下「会議」という。)の会議の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な会議運営に資するものである。

#### (会議の招集)

第2条 会議は、関東地方整備局長(以下「局長」という。)の要請を受け、座長が招集する。

#### (議事録)

第3条 会議の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開する ものとする。

# (会議の公開について)

第4条 会議については、原則として公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

## (会議資料等の公表について)

第5条 会議に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、会議に諮り、公表しないものとする。

### (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## (附則)

第7条 本運営要領は、令和2年1月24日から適用する。